

名称	障害基礎年金	事後重症による障害基礎年金	基準障害による障害基礎年金	20歳前障害に基づく障害基礎年金
末尾	支給される	65歳に達する前日までに請求することができる	支給される(受給権はあるが、裁定請求しないと支給されない) (事後重症とは異なり、請求が65歳以降でも支給される)	支給される
支給要件	① 初診日において、次のa.b.のいずれかに該当したこと a. 被保険者である (1号・2号・3号・任意加入者・特例任意加入者もOK) b. 被保険者であった者で、国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である ② 障害認定日において、障害等級1・2級に該当している ③ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 初診日において、次のa.b.のいずれかに該当したこと a. 被保険者である (65歳以上ダメ。特例任意加入者ダメ。) b. 被保険者であった者で、国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である ② 障害認定日後、65歳に達する前日までの間に、障害等級1・2級に該当するに至った ③ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 基準傷病に係る初診日において、次のa.b.のいずれかに該当したこと a. 被保険者である (65歳以上ダメ。特例任意加入者ダメ。) b. 被保険者であった者で、国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である ② 基準傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する前日までの間に、初めて、基準障害と他の障害とを併合して、障害等級1・2級に該当するに至った ③ 基準傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 初診日が20歳未満(第2号被保険者を除く) ② 次のa.b.のいずれかの日において、障害等級1・2級に該当したこと a. 障害認定日後に20歳に達したときは、20歳に達した日 b. 障害認定日が20歳に達した日後であるときは、その障害認定日
支給されない者		・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者 ・旧障害年金(旧国年・旧厚年・旧共済)の受給権を有したことがある者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者 (基準障害＝初診日が後発のもの)	

名称	20歳前障害に基づく事後重症制度	障害基礎年金の支給に関する特例措置	障害基礎年金の支給に関する経過措置	その他障害(1・2級に該当しない程度の障害)
末尾	65歳に達する前日までに請求することができる	65歳に達する前日までに「20歳前の障害に基づく障害基礎年金」の支給を請求することができる	65歳に達する前日までに「障害基礎年金」の支給を請求することができる	65歳に達する前日までに年金額の改定を請求することができる (請求しないと受給権発生しない)
支給要件	① 初診日が20歳未満 (同日において被保険者でなかった者に限る) ② 次のa.b.のいずれかの日において、65歳前日までに障害等級1・2級に該当すること a. 障害認定日後に20歳に達したときは、20歳に達した日 b. 障害認定日が20歳に達した日後であるときは、その障害認定日	① 初診日が旧法時代(S36.4.1～S61.3.31)で、初診日において、被保険者(国年・厚年・船員・共済)であったこと ② その障害について障害年金(被用者年金各法に基づく年金給付を含む)の受給権を有したことがないこと ③ H6.11.9(又は同日の翌日から65歳に達する前日まで)において、障害等級1・2級に該当するに至ったこと	① H6.11.9前に障害年金(国年・厚年・共済)の受給権を有していたことがある者(同日に受給権を有する者を除く) ② その障害年金の支給事由となった傷病により、同日(又は同日の翌日から65歳に達する前日まで)において、障害等級1・2級に該当したとき	① 新たな傷病の初診日(障害基礎の支給事由となった障害に係る初診日後に初診日があるものに限る)において、次のa.b.のいずれかに該当したこと a. 被保険者である (65歳以上ダメ。特例任意加入者ダメ。) b. 被保険者であった者で、国内に住所を有し、かつ60～65歳未満である ② 新たな傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する前日までに、障害基礎年金の支給事由となった障害とその他障害とを併合した障害程度が、その障害基礎年金の支給事由となった障害程度より増進したこと ③ 新たな傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしていること
支給されない者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者であっても支給され ・旧法の受給権は消滅せず、新法の併合された障害基礎との選択受給となる	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者であっても支給され ・H6.11.8までは、65歳前でも失権していたので、そういった人を対象にした措置	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者 ・もともと障害等級1・2級の人なので、前の障害の要件は問われない

注意	新法施行前(S61.4.1)に障害福祉年金の受給権を取得している者のうち、S61.4.1に障害基礎の1・2級に該当する者については、障害基礎年金に名称・金額とも切り替えて支給されている。
障害認定日とは	「初診日から起算して1年6月を経過した日」又は「その傷病が治った日」のいずれか早い方をいう。
保険料納付要件とは	初診日の前日において、初診日の月の前々月までに被保険者期間があるときは、保険料納付済期間+保険料免除期間が被保険者期間の3分の2以上あること。(40年の約2/3は25年)
保険料納付要件の特例	初診日がH38.4.1前にある障害については、初診日の前日において、初診日の属する月の前々月までの1年間のうちに、保険料納付済期間および保険料免除期間以外の被保険者期間がないとき(直近の1年間に滞納がなかったらよいという意味)は、保険料納付要件を満たしていることとされる。ただし、初診日において65歳以上の者は適用されない。